

令和4年9月1日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和4年9月1日 諮問第22号)

[「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(秋山課長補佐、田中主査)

電話：03-5253-5909

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備）

1 諮問の概要

総務省では、令和 2 年 11 月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」（座長：三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）を開催し、その検討結果を令和 3 年 8 月に報告書として取りまとめた。本報告書等を踏まえ、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）において、次の制度整備がなされた。

（1）電波監理審議会の機能強化

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波に係る識見を有する委員から構成される電波監理審議会が行うものとする。

（2）携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等

携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に再割当てができるようにする。

- ・電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
- ・競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき 等

（3）電波利用料制度の見直し

（4）情報通信分野の外資規制の見直し

（5）日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備等

（6）その他所要の改正

本件は、上記のうち改正法公布後 9 月以内に施行することとされる（1）（2）に係る電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）等の制度整備について諮問するものである。なお、改正法公布後 9 月以内に施行することとされるもののうち、（5）

に関する事項及び改正法公布後1年以内に施行するもののうち、(4)に係る事項の制度整備については、別途諮問する。

2 省令改正概要

改正法の施行に伴い、主に以下のとおり関係省令について所要の改正を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

1. 電波監理審議会の機能強化関係

(1) 利用状況調査及び有効利用評価の実施に係る制度整備（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号））

①電気通信業務用基地局等に係る調査の規定【第3条、第5条】

改正法による改正後の電波法（以下「新法」という。）第26条の2第1項において、i）電気通信業務用基地局及びii）電気通信業務用基地局以外の無線局について、利用状況調査を行うこととされたことを踏まえ、調査事項等を変更する。

②利用状況調査の調査区分に係る事項の規定【第4条】

新法第26条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づき、利用状況調査の調査区分を規定する。

③有効利用評価に係る評価事項の規定【第9条】

新法第26条の3第1項第4号の規定に基づき、有効利用評価の評価事項を規定する。

④電波監理審議会による有効利用評価の結果の概要の公表手続の規定【第10条】

新法第26条の3第4項の規定に基づき、電波監理審議会による有効利用評価の結果の概要の公表手続を規定する。

(2) 電波監理審議会の議事手続等に係る制度整備（電波監理審議会議事規則（昭和27年郵政省令第24号））【第1条～第10条】

新法第99条の15の規定に基づく電波監理審議会令において、特別委員及び部会を置くことができることとされたこと等に伴う改正を行う。

2. 携帯電話等の周波数の再割当制度関係（電波法施行規則）

(1) 周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度の基準の規定【第11条の2の6】

新法第27条の12第2項第1号の規定に基づき、周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度の基準を規定する。

(2) 既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取の規定【第11条の2の7】

新法第27条の12第4項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取手続を規定する。

(3) 既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす影響の調査の規定【第11条の2の8】

新法第27条の12第5項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす影響の調査手続を規定する。

(4) 開設指針の制定の申出に係る制度整備【第11条の2の9及び第21条の2】

①開設指針の制定の申出手続の規定

新法第27条の13第1項本文、同項第6号の規定に基づき、開設指針の制定の申出手続を規定する。

新法第27条の13第1項ただし書の規定に基づき、申し出ることができない者を規定する。

②開設指針の制定の要否に係る勘案事項の規定

新法第27条の13第2項の規定に基づき、開設指針の制定の要否に係る勘案事項を規定する。

③既設電気通信業務用基地局の免許人及び申出人への意見の聴取の規定

新法第27条の13第3項の規定に基づき、申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人への意見の聴取手続を規定する。

(5) 開設計画の認定の有効期間の変更【第9条の2】

新法第27条の14第7項の規定に基づき定める認定の有効期間を10年（周波数移行が必要とされる場合には、20年を超えない範囲内で総務大臣が別に告示する期間）に変更する。

(6) 公示する期間内に免許申請することを要しない無線局の変更【第6条の4】

新法第6条第8項を適用しないこととする無線局から、認定開設者が開設する特定基地局の通信の相手方である携帯端末を削除する。

(7) その他

①周波数の使用期限を定めた場合の既存免許人の免許の有効期間【第9条】

新法第13条の規定に基づき定めている免許の有効期間について、免許の有効期間を5年に満たない期間とすることができる場合として、開設指針により周波数を割り当てることが可能な期間が5年に満たないときを追加する。

②終了促進措置のために提供する情報の変更【別表第2号の2の3】

新法第25条第2項において、総務大臣は、終了促進措置を行おうとする者の求めに応じて、既存無線局に関する事項に係る情報を提供することができるとしているところ、今般の法改正により終了促進措置の対象が拡大されたことを踏まえて、提供する情報を変更する。

3. その他改正法の施行に伴う規定の整備

【・電波法施行規則

目次、**第7条の3**、第11条、第11条の2の2、第11条の2の4、第11条の2の5、第11条の2の10、**第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2、第20条の3**、第21条の3、第21条の4、第41条の2、第41条の2の4、第51条の15、第52条、別表第2号の2の2、別表第2号の3の2、別表第2号の3の3

・無線局免許手続規則

第8条の3、第25条の4、第25条の5、第25条の6、第25条の7、第25条の8、第25条の10、第25条の13、第25条の15、第25条の16、第25条の17、第25条の18、第25条の21、第25条の22、**第25条の23**、第25条の24、第25条の25、別表第1号の3、別表第1号の4、別表第2号第2、別表第3号の7、別表第4号の3、別表第5号の2、別表第5号の3、別表第6号の7、別表第7号の3、

別表第8号、別表第8号の2、別表第12号

- ・無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）
第4条の2
- ・電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
第4条、第5条、第6条、様式第2、様式第5
- ・電波の利用状況の調査等に関する省令
第1条、第2条、第6条、第7条、第8条、第11条】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（令和4年10月1日施行予定）

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和4年7月8日（金）から同年8月8日（月）までの期間において実施済みであり、6件の意見の提出があった。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

令和4年9月 総務省

1 電波監理審議会の機能強化 (公布後9月以内施行)

- **電波の有効利用の程度の評価**(有効利用評価)について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行うものとする**。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**とするとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

2 携帯電話等の周波数の再割当て制度の創設 (公布後9月以内施行)

- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
 - 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
 - **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当て審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

3 電波利用料制度の見直し

- 今後3年間(令和4年度~令和6年度)の電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案した電波利用料の**料額の改定**を行う。(公布後9月以内施行)
- 電波利用料の用途について、**Beyond 5G(いわゆる6G)の実現等に向けた研究開発のための補助金の交付**を可能とする。(公布日施行)

4 外資規制の見直し

- 船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制を廃止する。(公布日施行)
- 外資規制の実効性を確保するための制度整備(申請書の記載事項の追加等)を行う。(公布後1年以内施行)

1 電波監理審議会の機能強化関係

(1) 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正

省令名：「電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令」に改正する。

目的：この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

	携帯電話等の無線局	その他無線局
①無線局の種類及び調査の周期	1. 電気通信業務用基地局※：1年 ※ 電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局についても併せて調査を行う。	1. 公共業務用無線局※：1年 2. 電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局：①、②の周波数帯ごとにおおむね2年 ①714MHz以下のもの ②714MHzを超えるもの ※ 電波利用料の減免対象である公共業務用無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。
②調査区分 (一部法定事項) 法第26条の2第1項	1. 免許人〔法定事項〕 2. 周波数帯〔法定事項〕及び全ての周波数帯 3. 全国及び総合通信局※の管轄区域 ※ 沖縄総合通信事務所を含む。	1. 周波数帯〔法定事項〕 2. 全国及び総合通信局※の管轄区域 ※ 沖縄総合通信事務所を含む。
③調査事項	1. 無線局の数 2. 無線局の行う無線通信の通信量 3. 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 4. 免許人の数 5. 無線局の目的及び用途 6. 無線設備の使用技術 7. 無線局の具体的な使用実態 8. 他の電気通信手段への代替可能性 9. 電波を有効利用するための計画 10. 使用周波数の移行計画 11. 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅 12. 接続・卸役務提供の状況	1. 無線局の数 2. 無線局の行う無線通信の通信量 3. 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 4. 免許人の数 5. 無線局の目的及び用途 6. 無線設備の使用技術 7. 無線局の具体的な使用実態 8. 他の電気通信手段への代替可能性 9. 電波を有効利用するための計画 10. 使用周波数の移行計画
④評価事項 (一部法定事項) 法第26条の3第1項	③調査事項と同じ（同上）※ ※ ③1～3の評価は法定事項	③調査事項と同じ（同上）※ ※ ③1～3の評価は法定事項

(2) 電波監理審議会議事規則の一部改正

新たに制定した電波監理審議会令において、電波監理審議会に特別委員（5人以内）及び部会を設置することができることとされたことに伴い、会議の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項について、所要の規定の整備を行う。

(1)周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度に関する基準

電波監理審議会による有効利用評価において、総合的な評価の結果が2回以上連続して最下位の段階の場合に、総務大臣は周波数の再割当てができることとする。

(2)開設指針制定の申出の手続

① 申出書の様式・記載事項、申出の取下げ手続等

② 申出を行うことができない者の要件

イ 欠格事由(法第5条第3項各号)に該当する者〔法定事項〕

ロ 同一の周波数について既に申出をしている者

ハ 申出を行い、当該申出に係る開設指針が制定されたにもかかわらず、正当な理由なく認定申請をしなかった者(2年間)

③ 開設指針の制定の可否に係る勘案事項

イ 申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果〔法定事項〕

ロ 申出人が開設を希望する特定基地局による周波数の電波の有効利用の程度の見込み〔法定事項〕

ハ 申出人の電気通信事業者としての登録又はその見込み

ニ 申出人の財務の状況

ホ 申出に係る特定基地局の開設時期が、申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間の満了日後であるか否か

ヘ 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度

ト 申出周波数に係る認定計画(認定計画の認定の有効期間が満了する年度の翌年度の有効利用評価の結果が報告されていない場合に限る。)

① 電波の有効利用の程度が**一定の基準**を満たさないとき

既存免許人への意見の聴取

② 開設指針制定の**申出**があったとき

申出人、既存免許人への意見の聴取

有効利用評価結果、申出内容等を**勘案**して制定の可否検討

電波監理審議会に諮問

③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき

既存免許人への意見の聴取

(移行期間・移行費用等を規定)
開設指針の制定

周波数の再割当て
(開設計画の認定)

(3)既存免許人、申出人に対する意見の聴取等の手続

① 既存免許人、申出人に対する意見の聴取の具体的な手続(意見聴取会の開催、開催期日等の通知、意見陳述、証拠書類の提出等)

② 既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査の手続(調査を実施するために必要な事項の通知)

(4)開設計画の認定の有効期間

認定の有効期間を10年(周波数移行が必要とされる場合は、20年を超えない範囲内で総務大臣が別に告示する期間)に延長する。

(5)公示する期間内に免許申請することを要しない無線局

公示する期間内に免許申請することを要しない無線局として、これまで省令において認定開設者が開設する特定基地局の通信の相手方である携帯端末を規定していたところ、改正法で法律において規定されたことに伴い、省令から当該無線局を削除する。

その他改正法の施行に伴う規定の整備

上記省令のほか、無線局免許手続規則、無線局運用規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則において、改正法の施行に伴い必要とされる用語、条ずれ等の規定の整理を行う。

施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（令和4年10月1日施行予定）

電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の制定・改廃案に対する意見募集の結果と意見に対する総務省の考え方
(令和4年7月8日～同年8月8日意見募集)

別紙

提出件数 6件（法人 4件、個人 2件）
(順不同)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTTドコモ	<p>本改正案は、周波数の再割当てに係る免許人への周波数有効利用の程度を確認する意見聴取会の開催及び、一定の予見性確保を考慮した開設計画の認定の有効期間が制定されており、改正の方向性に賛同します。</p> <p>本改正案により周波数の再編が必要と認められた際の移行期間については、ユーザや社会インフラへの影響を回避するために、様々な ICT 機器なども含めて当該周波数の利用状況を十分に配慮し、慎重な期間設定となるように希望いたします。</p>	<p>前段の御意見については、本案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、周波数の再割当制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	KDDI株式会社	<p>我が国ではこれまで、総務省の指針に基づく携帯電話事業者の周波数有効利用と設備競争により、世界に誇る高度で高品質な 3G・4G ネットワークを実現してまいりました。</p> <p>これまでの周波数割当ては、周波数の割当てを希望する事業者は保有周波数を十分に有効利用し、将来増加するトラヒックにより保有周波数がひっ迫することを前提とし、有効利用されていない周波数帯域から、世界で共通的に利用されている周波数帯域を捻出（周波数再編）し、その際「終了促進措置」に基づき、携帯電話事業者費用負担による他システムの既存免許人移行を行うことで順次利用可能とし、更に周波数の有効利用を図ってきていると認識しております。</p> <p>再割当制度により、十分有効利用されている周波数の再割当てを行う場合、サービス品質劣化等によるお客様への影響、移行作業に稼働を取られることによりデジタル田園都市国家構想の 5G 展開への影響等、多大な「社会的損失」が発生することが懸念されることから、再割当てにより、その損失を上回る社会的メリットの担保が必要であると考えます。</p> <p>電波法第 1 条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する「5G/B5G の社会浸透と経済発展」を最優先とすべきと考えます。</p> <p>地方からデジタルの実装を進め地方活性化を推進する『デジタル田園都市国家構想』と国際競争力向上のための『Beyond 5G 推進戦略』の実現に向けて、「5G の早期整備と社会浸透」が不可欠であり、これらの国家戦略は、通信事業者の多大な 5G 先行投資を前提とするものと認識しており</p>	<p>周波数の再割当制度の運用に当たっては、電波法第 1 条で定められた、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進という電波法の目的に十分留意してまいります。</p>	無
		<p>地方からデジタルの実装を進め地方活性化を推進する『デジタル田園都市国家構想』と国際競争力向上のための『Beyond 5G 推進戦略』の実現に向けて、「5G の早期整備と社会浸透」が不可欠であり、これらの国家戦略は、通信事業者の多大な 5G 先行投資を前提とするものと認識しており</p>	<p>御意見については、周波数の再割当制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>ます。</p> <p>携帯電話事業者は、長期の 3G→4G→5G の高度化計画と有効利用を見据えて、各帯域毎に数万局設置の先行投資とその後の設備更改投資を実施してきており、認定期間(従来は 5 年)満了後も、エリア拡充・品質向上・容量増強等の目的で継続的な設備投資(基地局展開)を積極的に実施し、「1 システムを概ね 20 年程度運用すること」を経営戦略・事業計画の中に織り込んできました。</p> <p>認定期間終了後に直ちに再割当てが可能となる制度の導入には、移動体通信事業者の継続的投資や安定的なサービス提供が困難となることで、本来国民が恩恵を享受する 5G 進展・経済発展等を阻害するリスクが内在するものと考えことから、日本の通信産業の発展と経済発展が阻害しないよう、十分な運用期間(最低 20 年)や移行期間が確保される必要があると考えます。</p>		
		<p>開設指針の制定の申出(競願)により再割当てについては、実現可能性を考慮に入れないような「無秩序な申請」が行われる懸念があるものと考えます。当該懸念については、法第二十七条の十三第 3 項の規定に基づき行われる申出人への意見の聴取において一定の確認が行われるものと理解しておりますが、当該申出に係る開設指針が制定された場合において、申出人が申請する開設計画が既存免許人の有効利用評価の結果を下回るものであった場合など、更なる電波の有効利用に資する申請がなされなかった場合についても、取り下げせずに申請を行わない場合と同様の措置等が必要であると考えます。</p>	<p>今後、周波数の再割当て制度の円滑な運用に支障を来すことが明らかになった場合には、申出を行うことができない者として規定することを含め、適切な措置を検討してまいります。</p>	無
		<p>意見聴取会の開催にあたり、意見聴取の対象となる周波数に関する事前の検討状況により、提出意見の準備期間が異なることが想定されることから、有意義な意見聴取会とするためにも、十分な準備期間(少なくとも 1 か月程度)を設けて頂くことを希望します。</p>	<p>意見聴取会の開催に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。</p>	無
		<p>技術的及び経済的な影響の調査を行うにあたっては、調査の対象となる無線局の選定、ユーザ影響、移行費用の算出など、現在「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」で行われているように、十分な期間を設け、慎重な検討・議論が行われるべきと考えます。</p>	<p>技術的及び経済的な影響の調査の実施に当たっては、必要な調査事項について適切な調査期間が確保されるよう努めてまいります。</p>	無
		<p>有効利用の評価方法は、電波の有効利用を実現するにあたり重要な指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。</p> <p>今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えことから、評価対象年度(当該年度末の 3 月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお</p>	<p>有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針は、改正後の電波法第 26 条の 3 第 2 項に基づき、電波監理審議会が定めることとされており、同審議会において意見募集を経た上で制定される予定です。</p> <p>また、総務大臣が実施する利用状況調査における調査事項については、電波の利用状況の調査及び電</p>	無

		<p>示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>波の有効利用の程度の評価に関する省令において定めることとしており、本意見募集において広く意見を募集したところです。今後、調査事項の変更を行う場合にも、同省令の改正案について、適時適切に意見募集を行う予定です。</p>	
<p>3</p>	<p>ソフトバンク株式会社</p>	<p>令和4年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律において、周波数の再割当てを可能とする制度が整備されました。</p> <p>しかしながら、移動体通信サービスは、既に国民のライフラインを超え、社会全体のデジタル基盤として浸透しており、金融、小売り決済、物流・交通、デジタル認証、加えて行政関連などのあらゆるサービスをつなぐ基幹インフラとして社会・経済活動の根幹をなすものとなっています。また、それらの役割を担う移動体通信サービスには、常に最先端の技術やサービスの提供、加えて災害・障害発生時においても強靱な耐性あるいは迅速な復旧といった特段の安定性が求められています。</p> <p>上記を踏まえて、周波数の再割当てに係る新制度の導入は、デジタル田園都市国家構想の実現を念頭に置きつつ、基幹インフラたる移動体通信サービスの更なる安定化と共に、それを礎とした日本の国力向上と経済発展が促進されることを前提とすべきと考えます。</p> <p>その上で、再割当ての実施については、移動体通信サービスの安定化と日本の経済発展等に真に資するものか十分に検討されることが必要であり、移動体通信サービスの安定性を考慮する場合、再割当て制度において周波数の利用期間、再割当てに向けた移行期間および費用負担の考え方について特段の配慮が必要と考えます。</p>	<p>御意見については、周波数の再割当て制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
		<p>認定の有効期間について、認定の日から起算して十年または二十年を超えない範囲とする本項目については、免許人の事業運営に係る一定レベルの長期的予見性が確保され、積極的な設備投資を促進するものであり、賛同します。</p> <p>他方、周波数の利用期間という観点では、周波数の割当て後、直ちにサービス提供が可能とならない点を踏まえる必要があります。移動体通信サービスの展開は、基地局等整備や当該周波数帯に対応した端末の普及※1等、一定程度の期間が経過してから初めて当該周波数帯をフルに活用した移動体通信サービスの提供が可能となります。それら期間を勘案すれば、認定期間10年の間において当該周波数帯をフルに活用した移動体通信サービスの提供可能期間は、わずか数年にとどまってしまう。</p> <p>したがって、総論に記載の通り、移動体通信サービスの社会的要請に応え、更なる日本の国力向上と経済発展の促進を行うことを考慮すれば、周波数の利用期間は猶予期間（停波にむけた期間、実際の移行期間を含む）も含め合計20年間で担保されることが必要と考えます。これは、国際的</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、2段落目以降の御意見については、周波数の再割当て制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	<p>な周波数の最低利用期間の直近のトレンド※2とも整合しているものと考えます。少なくとも、基地局等整備が完了してから、事実上の帯域フル活用期間として10年間を確保することが必要です。</p> <p>なお、再割当て決定から実施までの猶予期間としては、アドバンスノータイス（5年以上）の考え方、工事等の準備期間を十分に確保する観点から、5～10年程度の期間が必要と考えます。</p> <p>また、再割当て制度による移行は、自らが運用する他帯域への移行とみなすことができ、従来実施している終了促進措置と同様とすることが適当であることから、仮に再割当て制度における周波数の使用期限が短く設定された場合、過去の終了促進事例（5年を超えるもの）等との不均衡が生じます。更には、改正電波法における終了促進措置期間（最大10年を想定）や現在認定期間中の他帯域の認定開設計画（当該帯域に係る部分）との不整合も生じ得ることから、当該期限の設定においてはこれら制度や過去事例等とも合致した期間が確保されるべきと考えます。</p> <p>※1 消費動向調査 令和3（2021）年3月実施分によると、携帯電話の買替えは約4.3年 <https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/honbun202103.pdf></p> <p>※2 2022年GSMAレポート“Best Practice in Mobile Spectrum Licensing”において「ネットワーク投資への配慮により、多くの国で利用期間を最低20年に」との記載（2021年オークションの例：スウェーデン25年、米国15年、スペイン18年/20年、インド20年、オーストラリア15年、英国20年、カナダ20年）</p>		
	<p>「電気通信業務用基地局が使用するものに係る評価事項の全体の総合的な評価」について、例えば、複数の事業者が最下位の段階となるような場合は、評価基準が当該周波数帯の利用実態に即していない等、基準そのものが適切ではない場合も想定されます。従って、電波の有効利用調査の評価基準については、周波数の特性やその利用実態、割当ての経緯等を踏まえ、事前に事業者ヒアリングを行い、過度に厳しい基準とならないようにすべきと考えます。</p> <p>少なくとも、以下のような点は考慮すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とする ・ 当該周波数帯が割当てられた際の開設計画の審査基準にない項目は対象外とする 	<p>有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針は、改正後の電波法第26条の3第2項に基づき、電波監理審議会が定めることとされており、同審議会において意見募集を経た上で制定される予定です。</p>	<p>無</p>
	<p>意見聴取会の開催にあたっては、遅くともその期日の一週間前に通知を行うこととされていますが、既設電気通信業務用基地局の免許人（以下、既設免許人）の事業計画および設備投資に大きな影響を与えるもので</p>	<p>意見聴取会の開催に当たっては、適切な準備期間が確保されるよう努めてまいります。</p>	<p>無</p>

	<p>あり、準備に相応の時間を要すると考えられることから、意見聴取会の開催の通知にあたっては、例えば一ヶ月程度の期間を設ける等、既設免許人が意見表明を行うために必要な準備期間を確実に設けるべきと考えます。</p>		
	<p>電波法第二十七条の十二第五項の規定による調査は必要に応じて実施することとされていますが、移動体通信サービス向け周波数の再割当ては携帯電話事業者のみならずそのユーザーや産業への影響が大きいことから、その影響の調査においては、他の産業へ及ぼす影響等、幅広く調査を行い、その影響範囲を明らかにしたうえで再割当ての必要性について検討を行うことが必要と考えます。</p>	<p>御意見については、技術的及び経済的な影響の調査の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
	<p>第三者による申出により開設指針が制定された場合、既設免許人の事業計画に特に大きな影響を与えることから、第八項の規定による報告をせず、かつ、当該開設指針に係る開設計画の認定の申請を正当な理由なく行わなかった場合、二年間新たに申出を行えないとする二の規定は、安易な申出に対する一定程度の抑止力となるものであり、賛同します。</p> <p>なお、本規定については二年間という期間が適切かどうかも含め、実際の運用状況を踏まえ、適宜見直すべきと考えます。</p>	<p>前段の御意見については、本案についての賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
	<p>電波法第二十七条の十三第一項各号および本規定では、再割当ての申出をするにあたり提出すべき事項が示されていますが、その内容に加えて以下についても提出が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総論で記載の通り、移動体通信サービスは社会・経済の重要な基盤であるため、災害・障害発生時に備えた体制 ・ 認定期間中の開設計画がある場合、その内容および履行状況 	<p>御指摘の点については、電波の有効利用の程度の見込みに関する事項として、申出の際に必要な応じて記載して提出することが可能であると考えます。 なお、認定期間中の開設計画がある場合におけるその内容及び履行状況については、総務大臣が既に把握している情報であり、申出の際に重ねて提出を求めする必要はないものと考えます。</p>	<p>無</p>
	<p>前提として、移動体通信サービス向け周波数の再割当ては社会全体に及ぼす影響が大きいことから、安易に決定を行うのではなく、関係するステークホルダーの意見や周波数の活用状況等を十分把握した上で、再割当ての要否を検討すべきと考えます。また、申出人が希望する周波数帯の必要性、他の帯域での代替可能性等を考慮し、申出人の希望する周波数帯において再割当てを行うことが真に合理的であり、非効率な周波数帯の細分化等の悪影響が生じない場合に限り検討すべきと考えます。</p> <p>その上で、開設指針の制定要否を判断するにあたっては、本規定に示されている内容のほか、以下の観点についても勘案すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出人の電波の有効利用の程度の見込みが既設免許人を明確に上回り（例：基地局数、人口カバー率、面積カバー率等）、かつ早期に実現する見込み（例：再割当て完了後数年以内に整備が完了す 	<p>前段の御意見については、改正後の電波法第 27 条の 13 第 3 項の規定に基づく申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に対する意見の聴取を通じて、適切に検討してまいります。</p> <p>中段の御意見については、改正後の電波法第 27 条の 13 第 2 項に基づき、「申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込み」等を勘案して当該申出に係る開設指針の制定の要否を決定するとされているところ、これらを勘案する際に適切に考慮してまいります。</p> <p>後段の御意見については、周波数の再割当て制度の</p>	<p>無</p>

	<p>る)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・障害発生時に備えた体制が、既設免許人の体制を明確に上回り、その内容が優れていること ・ 申出人の財務に関する事項については、基地局やコア設備等の整備や終了促進措置に要する費用の確保に加え、他の開設計画を有している場合にはその対応状況、災害・障害発生時に備えた体制や対策費用等も加味して判断を行うこと ・ 五「申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間が満了する年度の翌年度の有効利用評価の結果の報告がされていない場合」については、既設免許人の努力により実際の基地局整備状況が開設計画の数を上回る可能性もあることから、直近の整備状況を踏まえること ・ 産業を含めた社会・経済活動における将来に及ぼす影響度を十分考慮し、社会・経済の発展に寄与するものであること <p>また、開設指針の制定にあたっては、公平性の観点から、申出人が有利となるような評価項目を入れるべきではないと考えます。</p>	<p>運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
	<p>既設免許人が利用する周波数帯に再割当ての申出があった時点で、既設免許人の事業計画や将来の設備投資に影響を及ぼすことが想定され、申出の乱発を防ぐ観点から、申出の取り下げ等を複数回行った者については、一定期間新たな申出を不可とすべきと考えます。</p>	<p>開設指針の制定の申出があった時点で既存免許人に及ぼす影響の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、今後、周波数の再割当制度の円滑な運用に支障を来すことが明らかになった場合には、申出を行うことができない者として規定することを含め、適切な措置を検討してまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>「デジタル時代の電波政策懇談会 報告書」（令和3年8月31日公表）において示されているとおり、2035年度末までの帯域確保の目標達成に向けては、「民間用途及び公共用途の（中略）周波数を対象として積極的に周波数再編・共用を行うことにより、次世代電波システムに必要な帯域を確保していくことが期待」されており、その一環として公共用無線システムのデジタル化等の取り組みが推進されているところです。</p> <p>このような取り組みを後押しする観点から、公共業務用無線局の調査周期が明確化（一年毎）されたことは有意義と考えます。</p> <p>また、デジタル化に向けた対応状況については、有効利用評価方針（案）※にも記載があるとおり、今後重要な指標であることから新たな有効利用評価方針のもと、電波の利用状況調査も活用しながら引き続き進捗を確認し結果を公表していくことが重要と考えます。</p> <p>その上で、当該無線システムの利用用途を踏まえつつ、結果として他の無線システムと比較し、著しく有効利用が図られていないと評価された帯域については、需要が顕在化している携帯電話システム等の他システ</p>	<p>御意見については、周波数割当計画の変更その他電波の有効利用に資する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	<p>ムへの利活用を検討することも一案と考えます。 なお、この検討においては、後述する重点調査を活用・充実化することが有効と考えます。</p> <p>※令和4年7月15日 電波監理審議会にて作成、同年8月19日まで意見募集中</p>		
	<p>電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査の実際の調査事項においては、今回の改正案で追記された事項の他に例えば「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力」等の本規定に掲げる調査項目に明記されていない調査項目があります。明記されていない項目について調査を実施しようとする場合は、総務省殿における慎重な検討を経たうえで、調査項目を決定する前に携帯電話事業者の稼働やデータ抽出の実現性等について確認することが必要と考えます。</p> <p>なお、例えばインフラシェアリングや標準化動向等、電波の有効利用の程度の評価に直接的な関係度合いが低いと考えられる調査項目については、必要に応じて調査項目の対象外とすることが適当と考えます。</p>	<p>御指摘の「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力」の調査は、現行の利用状況調査において調査項目に明記している「無線局の具体的な使用実態」に係る具体的な調査として実施しており、改正案においても同様の取扱いを想定しているところですが、御意見については今後の運用の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
	<p>重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活用を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査を充実させる観点からは、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。</p> <p>※次の1～4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム 	<p>重点調査の対象システムについては、毎年、意見募集を経て策定される周波数再編アクションプラン等を踏まえて選定しているところ、御意見については、周波数割当計画の変更その他電波の有効利用に資する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
	<p>電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査の調査事項の調査結果および評価結果の公表には、事業者の経営情報等の『不開示情報』が含まれる可能性があるため、公表するにあたっては事業者から意見を聞き、配慮する必要があると考えます。</p>	<p>改正後の電波法第26条の2第2項に基づき、総務大臣は調査結果の概要を公表することとされているところ、電波の利用状況の可視化による電波行政の透明性の確保を図るとともに、営業上の秘密等</p>	<p>無</p>

			<p>にも配慮し、適切に対応してまいります。 また、評価結果については、改正後の電波法第 26 条の 3 第 4 項に基づき、電波監理審議会がその結果の概要を公表することとされているところ、同審議会において適切に対応されるものと考えます。</p>	
		<p>周波数毎の電波の有効利用の程度の実績に関する評価については、事業者毎に周波数帯の特性に適した活用方法や保有する周波数帯の構成に応じた周波数戦略を有していることから、当該周波数帯単独で評価することは適切ではないと考えます。従って、前述の通り、各事業者から周波数帯の活用方法等の意見を聞いた上で評価基準を決定すべきであると考えます。</p>	<p>改正後の電波法第 26 条 2 第 1 項各号において、「周波数帯」が調査区分と規定されており、同法第 26 条の 3 第 1 項に基づき、電波監理審議会は調査区分ごとに有効利用評価を行うこととされています。 これに加え、本省令案においては、「無線局の行う無線通信の通信量」、「無線局の具体的な使用実態」等については、「全ての周波数帯」を調査区分として規定しており、同審議会は、これらについて周波数横断的に有効利用評価を行うこととなります。 なお、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針は、同法第 26 条の 3 第 2 項に基づき、同審議会が定めることとされており、同審議会において、意見募集を経た上で制定される予定です。</p>	<p>無</p>
		<p>電波の利用状況調査をより効果的な調査とする観点から、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総量、利用程度（時間）やトラフィック量等の項目については、他の無線システムと横断的に比較する等、周波数全体で最適利用がなされているかについても検証を行うことが重要と考えます。 その上で上述のとおり、著しく有効利用が図られていないと評価された周波数帯については、需要が顕在化している他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。</p>	<p>前段の御意見について、改正案においては、「無線局の数」、「無線局の行う無線通信の通信量」、「無線局の具体的な使用実態」等の事項については、電気通信業務用基地局及び電気通信業務用基地局以外の無線局のいずれにおいても調査事項として規定しており、利用状況調査の結果を他の無線システムと横断的に比較することも一定程度可能であると考えます。 後段の御意見については、周波数割当計画の変更その他電波の有効利用に資する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>4</p>	<p>楽天モバイル株式会社</p>	<p>今般の電波法の改正（令和 4 年法律第 63 号。以下「改正電波法」という。）は、長きにわたり同一の事業者が使用し続けてきた、いわゆる「プラチナバンド」を含め携帯電話システム用周波数の再割当てを可能とするための制度整備を含むものであり、極めて画期的なものであると考え</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。 なお、改正後の電波法第 27 条の 13 第 2 項において、総務大臣は、開設指針の制定の申出を受けた場合には、申出に係る周波数に係る有効利用評価の結</p>	<p>無</p>

		<p>ております。本省令改正案及び関係告示の改正案は、改正電波法に規定された周波数の再割当制度の具体的な手続を規定するものであり、本改正案に賛同いたします。</p> <p>ところで、いわゆる「プラチナバンド」は伝搬特性的に携帯電話システムに使いやすく、その割当ての有無は携帯電話事業者間の競争条件に大きな影響を及ぼしますが、現状ではプラチナバンドの公平な割当てが実現されていないため、弊社は、デジタル変革時代の電波政策懇談会をはじめとして様々な場面で、携帯電話事業におけるプラチナバンドの必要性、及び早急に公平な割当てを実現していただくことを強く要望してきたところです。</p> <p>今後、改正電波法の施行が施行されることで、制度上は、周波数の再割当制度が利用可能となりますが、関連する手続が実施されないと、開設指針制定の申出を行っても実際の周波数再割当てプロセスが進まず、ひいてはプラチナバンドの使用開始が可能となる時期も遅くなってしまいますので、改正電波法の施行後、速やかに開設指針制定の申出を行えるようご配慮いただきたく、よろしくお願いいたします。</p>	<p>果等を勘案して開設指針の制定の要否を決定するものとされており、開設指針の制定の申出に当たっては、電波監理審議会による有効利用評価の結果を踏まえることが求められます。有効利用評価は、改正後の電波法の施行後、電波監理審議会令に基づき同審議会に特別委員及び部会を設置して行うことを予定しており、その後、同審議会において、総務大臣からの利用状況調査の結果の報告を受けて具体的な評価が開始され、免許人等に対するヒアリング等の必要な調査を行った上で、結果が取りまとめられます。</p>	
		<p>電波法施行規則の一部を改正する省令案第 9 条の規定により、特定基地局の開設指針等に周波数の使用期限が定められた場合、同使用期限の直前に行う再免許においては、免許の有効期間と同使用期限が合わせる事が可能となります。</p> <p>他方で、開設指針において使用期限が定められる前である本年 10 月 1 日の一斉再免許時に免許期間を 5 年として再免許されると、その後に制定される開設指針において使用期限が免許期間である 2027 年 9 月 30 日より後に設定された場合、それに基づき特定基地局の開設計画の認定を受けても、終了促進措置を活用できなければ、2027 年 10 月以降でなければ、再割当てに係る周波数の使用を開始できないこととなります。</p> <p>しかしながら、競合関係にある事業者間では終了促進措置に係る協議が調わないことが想定され、そのような事態となれば、携帯電話事業にとって極めて必要性の高い周波数であるにもかかわらず、使用開始が可能となる時期が遅れてしまうこととなりますので、今後、開設指針が定められる場合には、2027 年 9 月 30 日の免許期限よりも前の可能な限り早い日を周波数の使用期限として設定していただきたく、強く要望します。</p>	<p>御意見については、周波数の再割当制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	個人	<p>楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てて欲しい。</p> <p>新規参入企業に電波を割り当てない総務省の不作為は、独占禁止法に抵触するのではないかと法的な見解を述べてほしい</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
6	個人	<p>以下、省令案への意見を行う。</p> <p>>第 21 条の 2</p> <p>>別表第 2 号の 2 の 3 (第 11 条の 2 の 3 関係)</p>	<p>頂いた御意見は、本意見募集の対象外のものも含まれておりますが、今後必要に応じて対応を検討してまいります。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none">>開設指針制定申出書>無線局登録（再登録）申請書>無線局包括登録（包括再登録）申請書>登録局の開設又は変更届出書>登録局変更登録申請書（届出書）>認定計画承継申請書（届出書）>登録局登録承継届出書>登録局の登録状訂正申請書>登録局廃止届出書>特定基地局開設計画認定申請書>特定基地局開設計画>無線局運用特例届出書>様式第5（第5条第2項関係） <p>これらについて、申出人等の法人番号の記載があるべきと考えるが（公正性確保のため（事務の誤りや不法な者達による不適切な申請・届出・申出人等の発生を抑制するため）。また便利のため。）、法人番号の記載についての記述を追加されたい。（ただし、法人番号と紐付きが存在する別番号の使用があるのであれば不要。）</p>		
--	--	--	--

令和4年9月1日

放送法施行規則の一部を改正する省令案
(令和4年9月1日 諮問第23号)

[「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(本田課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5777

放送法施行規則の一部を改正する省令案

（「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う制度整備）

1 諮問の概要

本件は、令和4年6月に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）（以下「改正法」という。）の公布後9月以内に施行する部分に係る放送法施行規則の制度整備についての諮問である。

総務省は、公共放送について、令和2年4月に「公共放送の在り方に関する検討分科会」を立ち上げ、公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、日本放送協会（以下「協会」という。）の業務・受信料・ガバナンスという三位一体改革のフォローアップや受信料制度の在り方について、様々な観点から検討することを目的として、検討を行ってきた。同分科会は令和3年1月に議論の結果を「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」としてとりまとめ、今後の協会に関する制度改正として、①協会グループの経営を効率化するための関連事業持株会社制度の導入、②受信料の公平負担のための割増金の導入等の方向性が示されたところである。

これを受け、改正法においては、①協会が認可を受けて出資することができる者に、関連事業持株会社を新たに追加し、協会が関連事業持株会社に出資する場合は、当該会社を子会社として保有しなければならないこととするとともに、②不正な手段により受信料の支払を免れた者又は受信契約の締結義務の履行を遅滞した者に対して、協会が割増金を徴収することができることを受信契約の条項に記載すべきであること等を規定した。

改正法において、協会が徴収することができる割増金の額は、不正な手段により支払を免れた受信料の額又は受信契約の締結義務の履行を遅滞した期間に係る受信料の額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とすることと定められているところ、本件は、当該総務省令（放送法施行規則）で定める倍数の規定の整備について諮問を行うものである。

2 改正又は変更概要

※必要的諮問事項はゴシック体

- ・協会から関連事業持株会社への出資の認可及び関連事業出資計画の認定における申請事項等の整備。【放送法施行規則第15条、第15条の2及び第15条の3】
- ・受信契約の記載事項の整理。【放送法施行規則第23条】
- ・**割増金の額に係る倍数の規定の整備。**【放送法施行規則第23条の2】
- ・その他改正法の施行に伴う規定の整備。【放送法施行規則目次、第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第13条、第14条、第18条、第21条、第22条、第24条、第26条、第55条の2、第143条、第169条、附則第3項、別表第3号の2】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（9月30日（金）公布、10月1日（土）施行予定）

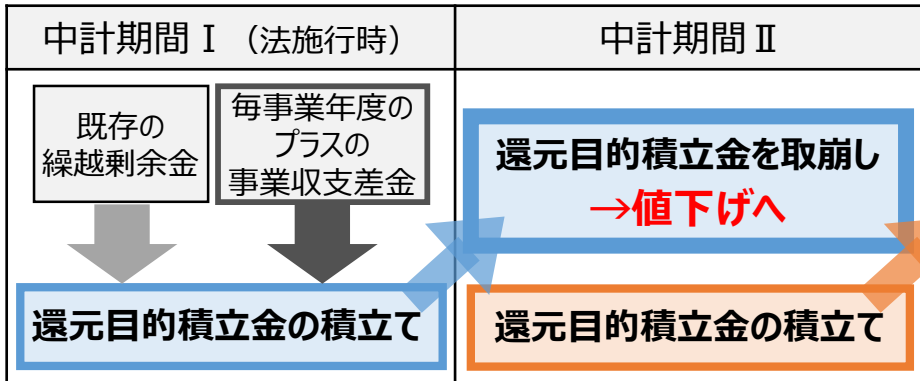
4 意見募集の結果

令和4年7月12日（火）から同年8月10日（水）までの期間において実施したところ、当該省令案及び日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン改正案に対する意見の提出が50件あった。

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

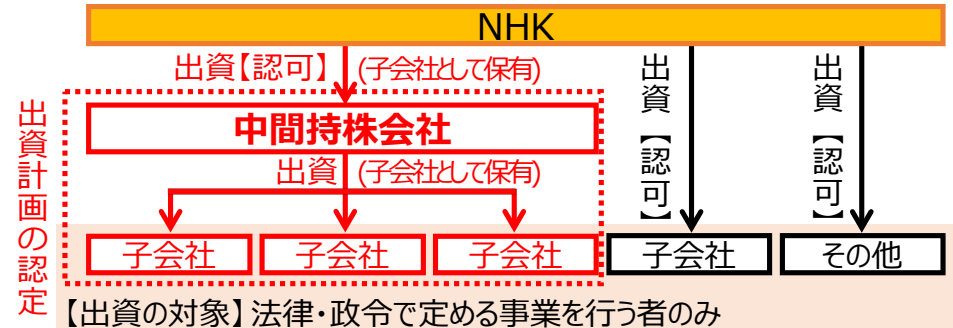
① 受信料値下げのための還元目的積立金制度（1年）

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



② NHKの中間持株会社への出資に関する制度（9月）

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度（9月）

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未契約率17%）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し**、**受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力（9月）

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度（1年）

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

・日本放送協会の受信料に関して、日本放送協会が徴収することができる割増金の額について、鉄道などの公共料金における割増金の例を参考に、2倍を上限とする。

○他の料金制度の割増金の額の比較

(1) 法令に定めのあるもの

(注：【】内は正規料金との合計額)

		鉄道運賃	乗合バス料金	高速道路料金
根拠	法律	有	有	有
	省令等	有	無	無
	約款等	有	有	有
対象行為		・乗車券の無札 ・乗車券の不正使用	・乗車券の無札 ・乗車券の不正使用	・料金を不法に免れること
割増金の額		・乗車区間に対する相当運賃の <u>2倍【計3倍】</u>	・乗車区間に対する相当運賃と同額【計2倍】	・免れた額の <u>2倍【計3倍】</u>
刑事罰		・2万円以下の罰金・科料	無	・30万円以下の罰金

(2) 約款のみに定めのあるもの

		電話料金	電気料金
根拠	法律	無	無
	省令等	無	無
	約款等	有※ ¹	有※ ²
対象行為		・費用の支払を不法に免れること	・不正使用により料金の支払を免れること
割増金の額		・免れた額の <u>2倍</u> に相当する額に消費税相当額を加算した額【計3倍】	・免れた金額の <u>3倍</u> に相当する金額【計3倍】※ ³
刑事罰		無	無

※1 例：NTT東日本電話サービス契約約款（平成11年東企第99-1号）

※2 例：東京電力エナジーパートナー特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）

※3 割増金（約款上の名称は「違約金」）を支払う場合には、別途正規料金を支払う必要はないため、支払うべき合計額は正規料金の3倍になる。

○ 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)(抜粋)

第十八条 (略)

② 有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササル者ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ割増賃金ヲ支払フヘシ

③ (略)

○ 鉄道運輸規程(昭和十七年鉄道省令第三号)(抜粋)

第十九条 有効ノ乗車券ヲ所持セズシテ乗車シ又ハ乗車券ノ検査ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ対シ鉄道ハ其ノ旅客ガ乗車シタル区間ニ対スル相当運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得

○ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)(抜粋)

(旅客の禁止行為)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券の提示又は交付を拒んだ旅客又は有効の乗車券を所持しない旅客に対し、その旅客が乗車した区間に対応する運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金の支払を求めることができる。

○ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(抜粋)

(割増金)

第二十六条 会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:50件(法人:0件、個人:50件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人【0件】(提出順)

○個人【50件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案のうち関連事業持株会社に関する規定について			
1	<p>関連事業持株会社の設立が、受信料値下げの原資を確保することにあるのなら、連結決算の利益剰余金から一定額を還元するよう明文化する。令和3年度末の資産合計が1兆4千億円弱ある以上、経営の安定に必要な剰余金は利益剰余金いくらが適切なのか(何%または目安等の適性な還元の金額)を一定額として示し、何らかの在り方の様式で出資計画の認定申請書に付け加える(新設)。それを超える剰余金が発生した時には繰越すのではなく、受信料の値下げで還元することを義務化する。なぜならルール化することなくその判断を、執行部や経営委員会の曖昧な基準や裁量に委ねれば、値下げ額などが適切かどうかのチェックができないから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関連事業持株会社の設立の目的は、受信料値下げの原資を確保することではなく、NHKグループの業務の効率的な遂行を確保することであるため、受信料の値下げに関する事項を関連事業持株会社の申請事項とすることは制度趣旨とは異なると考えております。</p> <p>なお、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)により新たに規定された受信料値下げに関する還元目的積立金の制度については、今後法律の施行に向けて省令改正を予定しており、検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

<p>2</p>	<p>NHK 子会社の持株会社(以下、持株会社)の役員は NHK の内部か外部どちらから、あるいは両方から任命するのか。 持株会社役員は NHK が任命するのか、あるいは政府の認可の元任命させるのか。 持株会社役員の権限を政府の認可無しにどこまで認めるか。 持株会社の株主総会に NHK の受信料締結者が意見を表明する機会を設けるべきか。 私としてはこれらが明確になれば良いと思っている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>関連事業持株会社の役員については、特段政府の認可を必要とするものではなく、関連事業持株会社の株主総会での決議などの役員の選任手続を経て決められることとなります。 役員の権限についても政府の認可を必要とするものではありませんが、放送法第 29 条第 1 項第 1 号ハ(6)の規定により、子会社の役員の業務の適正を確保するための体制について、経営委員会が議決することとしており、このような体制整備によって子会社の役員の業務の適正を確保しております。 また、株主総会に限らず、NHKの受信料締結者による意見表明については、放送法第 29 条第 3 項及び放送法施行規則第 18 条第 1 項の規定により、広く一般の意見を求めるべく受信契約者を対象とする会合の場が開催されることとなっています。</p>	<p>無</p>
<p>3</p>	<p>日本放送協会が子会社を持つことそのものに反対。 インフラが整っていない時期には意味があった組織であっても現在は民間で賄っている状況。 であれば、当初の目的は達成されている中で組織の縮小を行うべきである。 日本放送協会は全ての特権を手放し、民放と同じ条件で公正な競争をおねがいしたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送法第 22 条は NHK による出資を認めておりますが、当該出資は受信料を財源とするものであるため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第 140 条第 2 項に規定する指定再放送事業者の他は、第 20 条第 1 項又は第 2 項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に限るなど、放送法において出資の適正性を確保する仕組みを設けております。</p>	<p>無</p>
<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案のうち割増金に関する規定について</p>			
<p>1</p>	<p>NHK 受信料不払いに対する罰金を廃止してください。受信契約と言いますが、契約は双方の合意に基づいて行われるものです。受信料を払わない人々は、受信契約の内容に合意していないから、払わないのです。片方が合意しなければ、契約は成立しません。ゆえに受信料の不払いは契約違反ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の放送法改正による割増金の規定は、未払い世帯に対するものではなく、未契約者への割増金となります。 受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国</p>	<p>無</p>
<p>2</p>	<p>契約の自由がなく受信料を請求する事自体おかしいと思って</p>	<p></p>	<p></p>

	<p>いるため、今回の未払い世帯への割り増しには強く反対です。未払いには理由があると思いますが、今回の様な割り増し措置は公共の為にならないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p>	
<p>3</p>	<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の二に「法第六十四条第四項に規定する総務省令で定める倍率は、二とする。」とあるが、一期あたり二.〇%の延滞利息とは別に追徴金を強制し、あまつさえ懲罰的割増金を定めて二.〇倍の額を徴収することは契約自由の原則を犯す明確な違法行為であるからこれを認めず、強く抗議する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の放送法改正による割増金の規定は、未契約者に対する割増金であり、未払い者に対する延滞利息とは異なるものであり、適用される場面が異なります。</p> <p>なお、他の公共料金においても、延滞利息とは別に割増金を徴収する運用がなされています。</p>	<p>無</p>
<p>4</p>	<p>受信料延滞による追徴金を徴収する行為は、民業・国民生活の圧迫行為であり、推進されるべきではない。</p> <p>受信料は必要最低額を追い求め続け、民業や国民生活に負担の少ない公共放送を実現し、誰でも情報にアクセスしやすい環境を作り出すことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>5</p>	<p>反対です</p> <p>契約の自由を侵害しているため憲法を擁護していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくもの</p>	<p>無</p>

<p>6</p>	<p>放送法改正についての意見申し上げます。テレビを保有しNHKの受信料の支払いをしていない者に対しての罰則の強化ですが強く反対します。理由は2つ</p> <ul style="list-style-type: none">1)NHKは公共放送にも関わらず偏向報道が多すぎる また、利益が多いにも関わらず料金の値下げ等の努力を怠っている2)テレビ受信の自由を強制的、有意に阻害している 国会の中でもスクランブル方式は可能と返答していることから、意識的にスクランブル放送を拒否していると考えられる <p>以上の事からNHKは国民の為に有意義な放送の努力を怠り違法性のある集金業務を続け利益を上げて来たにも関わらず料金の値下げ等国民の生活を脅かす事が頻繁に起きている事からも公共放送は必要ないと思える事から強く反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>です。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p>	
<p>7</p>	<p>反対です。以下、理由を述べます。</p> <p>日本国憲法第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p> <p>日本国憲法第二十九条</p> <ul style="list-style-type: none">1.財産権は、これを侵してはならない。2.財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。3.私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。 <p>上記二点より、未契約者に罰金を課すことは違憲と考えます。</p>		

	【個人】		
8	NHK 受信料について割増金どころか受信料も不要 【個人】		
9	割増金には反対します。 受信料を払っていること自体、今では意味があるのかと思っ てしまいます。 欲しい正しい情報は全く報道されていません。 【個人】		
10	NHK を視聴せず受信料を払わないという選択の自由の権利 を国民に認めることなく、受信契約を結ばない世帯に NHK が割 り増した料金を要求することを可能にしてはならない。 【個人】		
11	断固反対です。世界の公共放送はすでに受信料廃止になっ ているか、もしくは廃止の方向に進んでいる中、受信料廃止ど ころか正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に、NHK が割増 料金を要求できるようにする、というのはいかがなものでしょう か。懲罰的徴収をしようとする意味が分かりません。NHK の番組 を受信したり、放送する装置があるというだけで受信料を徴収す るのも意味が分かりません。注文してもいない荷物を勝手に送 りつけて料金を請求する詐欺師と同じではありませんか。いい 加減やめて下さい。 【個人】		

12	<p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化というおかしさ。</p> <p>正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割り増した料金を要求することを可能にする悪法は、許されない。</p> <p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいると言います。</p> <p>割増金どころか受信料も不要。断固反対。</p> <p>ましてや今のように動画が普及し、NHK だけが唯一の情報源ではなく、「統一教会」の追求すらできないほど公共性が失われた状況で、強制的に受信料を徴収するなど厚かましい上に、受信料を取りすぎたおかげで「値下げした」と威張る前に、そもそも「剰余金が生じたときは、豪壮な放送センターを建て替えたり、受信者も怒り出すような高給を従業員に払ったりすることに使うのではなく、値下げに回すという当然のこと」と、この件での指摘がありますが、全く同感です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13	<p>世界的に見て公共放送料金は撤廃されています。このような強制徴収が正当だと思われますか。職員の給料の見直しからされてはどうですか。誰もが住みやすい国にしていくことは可能です。その大きな担い手が公共放送だと思い出してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	<p>NHKは廃止が必要である。当然受信料強制などもってのほかである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
15	<p>罰金の額ですがさすがに2倍はやりすぎだと思います。再検討をした方がいいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくもの</p>	無
16	<p>NHK を見ない者です。</p>		

	<p>契約の義務化、未契約者に罰金を支払わせる等の法律に強く抗議します。契約しない者には受信ができないようにスクランブル化する事が道理です。</p> <p>ガス、電気、水道代を滞納したら供給が止められるのに、なぜNHKは罰金で契約料の2倍を支払わなければならないのか。理解出来ません。仮に電気が止められたらテレビは使い物になりません。</p> <p>SNS やネット社会が活躍する昨今、NHKをはじめTVの役割は終わりつつあります。納税額も桁違いに上がっているなか、国民は苦しんでいます。省令改正案に断固として反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>です。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHKが徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後NHKにおいて定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p>	
17	<p>「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。</p> <p>改正放送法が施行されたらNHK受信料を払わないと罰金が、受信料の2倍になるかもしれないということですか。だとしたら、この法案には断固反対です。</p> <p>そもそもNHKを受信できないようにする権利を定めてくれませんか？スクランブル化は技術上可能です。テレビがある＝受信料を払うでは、送りつけ商法と変わりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
18	<p>NHK受信料「割増金」額の上限は支払うべき受信料の2倍、総務省が省令改正案反対。憲法違反です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
19	<p>懲罰的徴収が受信料の2倍となる点については到底受け入れることはできません。</p> <p>割増金どころか受信料も不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

20	<p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっている中で、正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割増料金を要求できるようにするという改正放送法の内容ですらあり得ない。ましてや支払うべき受信料の額の 2 倍という懲罰的徴収などもっての外である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
21	<p>契約の自由を犯すような高圧的な割増料金の要求に反対です。2倍どころか0倍にすべきだと思います。統一教会への追求もまともにできないメディアは公共放送とは言えず、受信料すら不要です。世界の流れに沿って、受信料を廃止すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
22	<p>正当な理由もなく受信契約を結ばない世帯に NHK が割増料金を要求できるようにする「割増金制度」つまり懲罰的徴収を「支払うべき受信料の額の 2 倍とする」事に反対です。世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいるそうです。私たちには契約の自由があります。他の新聞などと異なり NHK だけが契約の義務を押し付け、しかも対等ではなく NHK の「完全な特権的・徴税的な心理」を押し付けられます。この省令案に断固反対します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
23	<p>NHK の受信料は廃止にすべきです。 契約しない世帯に受信料を 2 倍払わせるなど論外です。 公共放送で税金も使われているのだから受信料は廃止してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。なお、NHKの運営は国民・視聴者の受信料によって支えられており、国際放送の一部を除いて税金は使われておりません。</p>	無

		<p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p>	
24	<p>割増金の額を倍額に決めた経緯と根拠が明確ではない。なぜ倍数になるのかその根拠を示すべき。そもそも支払い率を向上させるために、割増金によって強要することは放送法の趣旨にそぐわないし、視聴者も望んでいない。電気・ガスなど生活に不可欠な公共料金と、公共放送の受信料では役割が違うので同列に論じることはできない。割増金が必要なら倍額ではなく半額が妥当。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。なお、今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。</p> <p>また、今回の放送法改正による割増金の規定は、未契約者への割増金となり、契約を締結し、受信料を支払っている視聴者に対して課されるものではありません。</p>	無
日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン改正案について			
1	<p>改正案 17 頁1関連事業持株会社の子会社の業務範囲に「放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むこととする。」とあるが、同令第二条五に定める受信料徴収を目的としていることが明らかであるため認めない。</p> <p>改正案 17 頁2関連事業持株会社の子会社の業務範囲に係る運用に「(前略)その業務範囲に係る運用は7(1)2に準ずることとなる。」とあるが、同 14 頁7(1)2イに「上記アに準じ、NHK の使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。」と記載されており、この「NHKの使命」の具体的な内容及び範囲が明</p>	<p>関連事業持株会社の制度においては、これまで NHK の子会社となっていた会社を関連事業持株会社の子会社とすることを想定しているものであり、これまでの NHK の子会社の業務範囲としているものを関連事業持株会社の子会社の業務範囲に限ることは必要な記載であると考えております。</p> <p>NHK の使命については放送法第 20 条第1項から第3項までにおいて定められており、業務の具体的内容及び範囲は明らかであると考えております。</p> <p>「特定受信設備」の定義は、2022 年6月 10 日に公布された電波法</p>	無

	<p>確でないためこれを認めない。</p> <p>改正案 17 頁7(5)1子会社の配当方針に「受信料は、(略)放送法第 64 条第1項の規定により、特定受信設備を設置した国民・視聴者に広くNHKの事業運営を支えるものとして徴収が認められているものである。」とあるが、本改正案の公示された2022年7月11日現在、「特定受信設備」の定義を定める法律は存在しないためこれを認めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)に定められており、本ガイドラインの改正は本法改正の施行と同時に行うことを予定しており、特に問題ないものと考えております。</p>	
2	<p>受信設備の前になぜ特定を付け加える(必要があるのか、その説明がないと)受信設備と特定受信設備の違いがわからない。用語の定義づけが必要。</p> <p>インターネットの活用業務の補完放送の受信設備も制度的手当の適用範囲に含むのかがわからない。解釈の違いによる混乱は避けるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「特定受信設備」の定義は、2022年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)に定められております。</p> <p>インターネット活用業務は放送として行われているものではなく、インターネット活用業務による配信を受信することができる端末は、NHKの放送を受信することができる設備が備わっていない限り、受信設備に含まれないものと考えます。</p>	無
その他の意見			
1	<p>放送法施行規則の一部を改正する省令案二頁第三章並びに附則第三章に「日本放送協会等」とあるが、用語の範囲が明確でないためこれを認めない。</p> <p>放送法施行規則の一部を改正する省令案六頁第十八条第1項に「(前略)法第六十四条第一項の規定により協会と受信契約を締結しなければならない者(後略)」とあるが、そのような者は存在しないためこれを認めない。</p> <p>放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第十八条第2項第三号に「実施基準(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。)」とあるが、これを恣意的に解釈し、用い、同条同項全文に定める意見の提</p>	<p>目次における「日本放送協会等」に係る改正については、現行において「協会等」とされているものを「日本放送協会等」とするものであり、現行と改正案において用語の範囲が変わるものではありません。なお、第3章においては日本放送協会のみならず放送大学学園に関する規定もあることから、本章を「日本放送協会等」とすることに問題ないと考えます。</p> <p>また、現行の放送法第 64 条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定されており、協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者はNHKとの契約の締結義務が課されております。</p> <p>法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項</p>	無

出を封殺しようとする意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第二十三条の改正前の「次に掲げる事項」に「一 受信契約の締結方法」並びに「二 受信契約の単位」、「三 受信料の徴収方法」、「四 受信契約者の表示に関する事」とあるが、これらを削除して契約条項に関する制約を緩和することで、同条改正後の「次に掲げる事項」を恣意的に解釈し、用い、不当な契約を結ばせる意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁第二十三条に「一 受信契約の締結方法」並びに「三 受信契約または受信契約の変更契約の成立時期に関する事項」、「四 受信料の額に関する事項」とあるが、これらの「次に掲げる事項」を恣意的に解釈し、用い、契約者の同意なしに契約内容を不当に定める、もしくは変更する意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の改正前の「次に掲げる事項」の「七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額および延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項」とあるが、これを削除することで契約者の同意無しに受信料を変更する意図が明らかであるからこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の「次に掲げる事項」の「七 受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法」とあるが、受信契約の締結は義務ではないためこれを認めない。

放送法施行規則の一部を改正する省令案第六頁乃至第七頁第二十三条の改正前に「次に掲げる事項」の「九 その他必要な事項」とあるが、これを削除することで契約範囲を恣意的に無限

又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合については、インターネット活用業務の実施基準の内容に実質的な変更を伴わない変更であり、広く一般の意見を求める必要はないことから、意見の求めを不要としました。

「一 受信契約の締結方法」、「二 受信契約の単位」及び「三 受信料の徴収方法」については、2022年6月10日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第3項において、受信契約の条項に記載すべき事項として、「一 受信契約の単位に関する事項」、「二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)」及び「三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項」を定めたことから、放送法施行規則に同じ規定を置く必要は無いと考え削除するものです。「四 受信契約者の表示に関する事」とについては、デジタル化に伴い、受信契約の有無の確認をシステムで行うことができるようになったことから、表示による把握が必要でなくなったと考え削除するものです。

「七 受信料の支払を延滞した場合において協会が徴収することができる受信料の額及び延滞利息の額その他当該受信料及び当該延滞利息の徴収に関する事項」については、これまで受信契約の締結を怠った場合における受信料の追徴方法も定めていたところ、当該規定の内容は電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第3項において定められたことから、放送法施行規則に同じ規定を置く必要が無いと考え削除するものです。

現行の放送法第64条第1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と規定されており、協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者はNHKとの契約の締結義務が課さ

	<p>に解釈し、用い、契約者に不利な契約内容を不当に定める、若しくは変更する意図が明らかであるからこれを認めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>れております。</p> <p>「九 その他必要な事項」については削除ではなく、新たに追加するものであります。電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第3項各号及び放送法施行規則第23条第1号から第8号までは、協会が受信規約に定めるべき事項を定めるものであります。それ以外にも、受信者との契約内容を明確化するために必要な事項もあり得ると考えることから、これを定めるものであります。この規定により、「契約範囲を恣意的に無限に解釈し、用い、契約者に不利な契約内容を不当に定める、若しくは変更する意図」はありません。</p>	
2	<p>①省令の改正の前後を読みましたが、どこがどう改正されたのかが分かりにくく、省令を読み慣れない一般国民に意見を求められても意見することが困難な状態で資料を提示されていると思います。変更箇所が分かるような提示を求めます。</p> <p>②パブリックコメントが、どの点に対して求められているのか、その課題について、文章で提示されることを要望します。</p> <p>③省令は事前事後評価をしない、と明記されていますが、規制は必ず何かの影響を与える行為であり、評価が前後でされないことは、国民にとって大きな損失でしかありません。</p> <p>省令の評価をすることを求めます。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>①について、省令の改正箇所については傍線又は下線で示されており、また、改正前と改正後の条文を対照可能な形で示しており、変更箇所が分かるような表示はさせていただいております。また、改正の内容が分かりやすいように、意見募集に当たっては改正案の概要を掲載しております。</p> <p>②について、パブリックコメントについては、省令案及び子会社ガイドラインの改正部分全般に対して意見を求めるものとなります。</p> <p>③について、今回の放送法施行規則の改正規定は、日本放送協会のみ適用されるものであり、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)において、「特別の法律により設立される法人(略)等、法令上国との間で一般国民とは異なる特別の関係に立つ法人に対し、当該法人のみ適用される規定。」は対象外とされております。また、本改正は電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正後の放送法第64条第4項の委任を受けてその上限を定めるにすぎず、具体的な割増金の額や割増金制度の運用は日本放送協会に委ねられており、本改正をもって一般の国民に影響を及ぼすものとはいえないことから、「総務省における規制の政策評価に関</p>	無

		する実施要領(平成 29 年 10 月 27 日総官政第 138 号)における、自主的に事前評価を実施するものに該当しないため、本件に係る規制の事前評価は実施しないこととしております。	
3	NHK をはじめとする民放各局で改正の趣旨、改正内容の説明を放映し NHK 受信者の理解を得てください 【個人】	本改正案については、このように意見公募手続を行っているところですが、割増金の徴収に当たって、NHKが国民・視聴者の皆様から十分な理解が得られるように引き続き受信料制度について丁寧な説明に努める必要があることは当然のことと考えております。	無
4	せめて、見たものに対する料金なら払うのは、当たり前ですが、見てもないのに、払わされる意味がわかりません。 NHKにありがたみを感じたこともないのに、なぜそこまでして、支払いを要求するのでしょうか？断固、反対させていただきます。 【個人】	受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。	無
5	まどろこしいことをせずにスクランブル化しなさい。 【個人】		
6	NHK 視聴料は撤廃するのだ妥当 NHK がその責務を果たさないなら存続の必然性はない 放送の位置付け(重要度)は減少しており、視聴料を徴収しても NHK を存続維持する必要性はない。米国、フランスの国営放送はいずれも視聴料の撤廃を表明している。 【個人】		
7	NHK に受信料を払う事で民間キー局の視聴も担保されているが、現在は Ameba 然りネット配信の番組コンテンツなど多様化しており TV を観なくなっているのに観ないのに負担をしていることになり不公平である 【個人】		
8	そもそも見ないテレビ局に受信料が発生する事がおかしい。 時代劇も音楽番組もバラエティ番組もデタラメ報道番組もいら		

	<p>ない。スクランブル化するべきテレビ局。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
9	<p>スクランブル放送にして NHK から独立した管理機関をして設置国民のための NHK の放送をしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
10	<p>世界の公共放送はすでに受信料廃止になっているか、もしくはイギリスのように廃止の方向に進んでいると言います。日本だけが国民を騙すようにして罰則の法案を通しました。NHK だけが唯一の情報源ではなく、「統一教会」の追求すらできないほど公共性が失われた状況で、強制的に受信料を徴収するなどあり得ません。割増金どころか受信料も不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
11	<p>割増金について反対</p> <p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化はおかしい。公共放送を名乗るならば無料にすべき、お金が欲しいのならスクランブル放送にすれば良い。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
12	<p>各国の公共放送が受信料撤廃の傾向にある中、日本だけ懲罰強化とはどういうことでしょうか？</p> <p>偏向報道が酷すぎるのに公共放送を名乗る資格は全くありません。</p> <p>NHK として存続したいのであれば、今ある民営放送局のような形をとっていただくのがよろしいかと思えます。</p> <p>受信機を持っていれば強制的に契約させられるのは一般的な商感覚からかけ離れすぎていて時代に合いません。なぜ NHK だけが特別扱いしてもらえるのでしょうか？</p> <p>そろそろその法律ごと無くすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

13	<p>受信料廃止してください。ついでにNHKも廃止でいいです。全然こまりません。むしろ助かります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
14	<p>まず NHK はテレビをもっているだけで受信料を徴収しています。見ている・見ていないはサービスを受ける・受けないと同じことです。見ているのであれば料金がかかるシステムをなぜ構築しないのでしょうか？サービスを受けているのかわからない状況で料金を徴収しようとするのは、犯罪行為であり民主主義にも反すると判断します。スクランブル放送をしない理由も明確ではありません。国が NHK の問題ある行為に加担するような法律（懲罰的な徴収）をつくるなど、言語道断です。今回の法律、および国の NHK 擁護の姿勢に遺憾です。大反対です。NHK を見る人だけが料金を支払うクリーンな制度を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
15	<p>テレビは持っていません。一方的に頼んでもいないのに、見てもいないのに支払えというのはおかしいと思います。レストランに入ってもいないのに、料金は払いませんよね。どうしてNHKだけそうなのでしょう。世界的に見ても公共放送の料金は廃止になっているはず。値上がり、値下げの前にそもそも料金が発生するのはおかしいと思っています。反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
16	<p>そもそも契約は自由なのに、その契約を結ばない相手に対して、懲罰的な割増金を請求するなどもってのほかである。</p> <p>公共放送をうたうのであれば、公平な放送を行うべきである、偏向報道のような内容を放送するのはどうなのか。</p> <p>契約を義務化すうようなことをやるなら、いっそ国営放送にした方がよい。</p> <p>膨大な内部留保を使って、スクランブル化したらどうか。</p>		

	<p>公共放送という名の下に、広く国民から安くない受信料を徴収し、職員には高額な給与等を支払い、また内部に利益を(関連会社も含めて)増やし続ける NHK が果たして社団法人と言えるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
17	<p>テレビを購入してNHKを視聴しなくても受信料を支払う不合理さを理解できないのでしょうか？私は全く理解できません。民間が実施しているスクランブル放送で問題解決するのになぜ実施できないのか？緊急の時にはスクランブルを解除すれば良いだけです。民間でもスクランブルを解除した無料番組を放送しています。民間にできることを NHK は実現できないほどに技術が無いと理解すればよいのでしょうかね。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
18	<p>世界での受信料金は、廃止またはイギリスのように廃止の方向に進んでおりますが、日本は受信契約を結んでいない場合は、割増料金を課すという罰則の法案を取り入れてしまいました。本来、私達には契約の自由があるはずです。他の新聞などと異なり NHK だけが契約の義務を押し付け、対等ではなく NHK の完全な特権的・徴税的な心理を押し付けられます。また豪華な放送センターを建て替えたり、受信者もびっくりするような高級を従業員に支払うなど、国営事業者とは思えない非常識極まりません。NHK だけが唯一の情報源の時代ではない今、放送を止めるか、料金は無料にするようにすればいいのではないのでしょうか。中国など海外でも NHK は放送しているようですが、視聴者は無料と聞いております。自国民から料金を集め、そのようなこともおかしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
19	<p>現状のように、TVやラジオは多チャンネル利用可能で、その</p>	<p>受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面で</p>	<p>無</p>

	<p>他のメディア情報も多岐にわたるなかで、NHK の受信料方式は、ただの強制的徴収に近いもので、即刻方式を改めて、スクランブル放送化すべき。</p> <p>そうすれば、割り増し金制度など整備する必要もない。</p> <p>仮に、現状の受信料制度をしばらく継続するにしても、2 倍の割り増し金を徴収するなど、まっとうな企業の活動ではなく、反社会的でさえある。</p> <p>また、NHK 子会社を拡大させようとしているが、本来のNHK の設置目的からすれば、子会社の拡大は不要。民間でやればいい話だし、本来の目的が終わったのであれば、解散も検討すべき。NHK を無理に存続させ意味はない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えております。</p> <p>公共放送を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものという受信料の性質を考えれば、未契約者への割増金は、受信料の公平な負担のために必要な措置であると考えております。</p> <p>今回の放送法施行規則の改正で定めるものは、NHK が徴収することができる割増金の上限となる倍率を定めるものであり、具体的な割増金の倍率は今後 NHK において定められることとなります。割増金の上限となる倍率については、鉄道など他の公共料金において導入されている割増金の例を参考としており、他の例と比べても適正なものと考えております。</p> <p>また、関連事業持株会社制度については、NHKとその子会社も含むNHKグループの業務の効率化を図るために整備するものであり、子会社の拡大を目的とはしておりません。</p>	
20	<p>現行のままで、十分です。個人の自由を奪う法案に反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の意見募集は、2022 年6月 10 日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第 63 号)の施行に向けて整備する省令案に対するものとなり、法律に対する意見の募集ではございません。</p> <p>なお、本法律は国会の審議を踏まえて成立したものであります。</p>	無
21	<p>改正法案反対です。むしろNHK の受信料のシステムも撤廃して頂きたいくらいです。</p> <p>特定の勢力、団体の意向に左右されない公正で質の高い番組や、視聴率にとらわれずに社会的に不可欠な教育・福祉番組を届けるため国民一人一人に受信料を負担してもらおう、という考えのようですが、とてもNHK が公平性のある報道をしているようにも思えません。それなのに、更に国民に負担のかかるシステムにするなんて論外です。</p>		

	<p>どうぞもう一度、根本的な部分からの見直しをお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
22	<p>放送法制定時は情報源がテレビ、ラジオしかなく、しかも地方ではその視聴環境すら貧弱であった。</p> <p>このため、全国に均一な放送網を構築するという目的は大義があっただろう。</p> <p>しかしながら、現在、その環境は飛躍的に進化し、テレビ、ラジオがなくてもネットで重要な情報に気軽にアクセスできる。</p> <p>マスコミ関係者は、ネットの情報は玉石混淆であり、テレビ程信頼できないと自画自賛するが、民放、NHK 問わず、構成であるべきとする放送法第 4 条の理念を無視して捏造、偏向報道を繰り返しており、この意味でも、テレビの存在価値は低下したと言っても過言ではない。</p> <p>しかるに、全ての放送の模範足るべき NHK が悪質な偏向報道を繰り返し、職員の不祥事も頻発するなど倫理の低下も著しい。こうした中でかかる改正を行うことは到底国民の理解を得られるものとは思えない。</p> <p>今一度、放送法の原点に戻り、NHK の解体/再編も含めた見直しを行い、そこから改めてペーパービューの実施も含めた受信料の適正額の検討を行い、国民に信を問うべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
23	<p>改正放送法に反対します。</p> <p>今回の参院選で N 国にどれだけ票が集まったのかご存知か？このまま施行するようなら国民として然るべき態度を取ります。NHK を潰せば集金の必要もないですからね。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
24	<p>改定に反対です。</p>		

	<p>テレビは見ていません。 メディアも見ていません。 でも家にはアンテナはあります。 それを撤去するお金がありません。 親が勝手にアンテナをつけました。 この法律を改定する前に、受信したい局を選択できるようにするべきです。 必要のないものを勝手に受信させられているのに、支払いを当然のように請求されるのは、おかしいです。 こういう改定は、国民全員に関わることです。 全国民に関わることなので、投票を行ってください。代表者だけで決めるのではなく、正統な投票を行ってからに、してください。 よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
25	<p>NHK の役員・元役員等が不適切な高報酬を得ていた事などに批判が行われたりした事があったはずだが、同様の事態が発生するのではないかと危惧する。 特定の法人に不適切な支出を行う行政庁のように、NHK もその様な事をするのではないかと危惧するのであるが、公務所・国家公務員一般職程度にその予算使用や規律が適切に管理されるのであればそこまでの反対はしない(それは NHK 本体も同様であるが。)(結局、現状からすると、NHK 本体と同じレベルで法人及び役職員についての管理がなされればよい、となる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>NHKの役員の報酬、退職金及び交際費については放送法第 29 条第1項第1号ソの定めにより経営委員会の議決を必要とするなど、適正なものとなるように定められております。 その他、放送法第 29 条第1項第1号ハの規定により、NHK本体の役員及びその子会社の役員の業務の適正を確保するための体制について、経営委員会が議決することとしており、このような体制整備によってNHK本体及び子会社の役員の業務の適正が確保されております。</p>	無

注：その他、改正案と無関係と判断されるものが 18 件ありました。

有効利用評価方針案に対する意見募集の結果と 提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)

令和4年9月

電波監理審議会事務局

1. 意見募集期間

令和4年7月16日(土)～同年8月19日(金)

2. 意見提出者(順不同)

意見提出者：計12者

<内訳>

【電気通信事業者：5者】

楽天モバイル(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、Wireless City Planning(株)、KDDI(株)

【個人：7者】

【その他：なし】

3. 提出された意見及び電波監理審議会の考え方(案)

次頁以降のとおり。

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
評価の単位及び区分	<ul style="list-style-type: none"> システム毎の有効利用を調査・評価を行うことになっていますが、<u>電波の利用状況調査をより効果的な調査とする観点から、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総数、通信量(トラフィック)等の項目については、他の無線システムも含めて横断的に比較する等、周波数全体で最適利用がなされているかについても検証を行うことが重要と考えます。その上で、著しく有効利用が図られていないと評価された周波数帯については、需要が顕在化している他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 本評価方針案概要資料3頁に記載のとおり、複数周波数を横断した評価を行う予定としています。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> 周波数帯毎の評価については、事業者毎に周波数帯の特性に適した活用方法や保有する周波数帯の構成に応じた周波数戦略を有していることから、<u>周波数帯毎に評価することは適切ではないと考えます。したがって、後述する評価の基準も含め、各事業者から周波数帯の活用方法等の意見を聞いた上で評価基準および方法を決定すべきであると考えます。</u> また、<u>評価指標や公表方法については、その内容次第では、競合する他事業者</u>にネットワーク戦略を類推可能となりえる場合や <u>ビジネス戦略にも影響する懸念もあるため、新たな基準による評価についても現状と同様に事業者との綿密な連携や要望に対する配慮をお願いします。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の電波法第26条の3第1項の規定に基づき、調査区分ごとに有効利用評価を行うこととしており、各周波数の有効利用度合いを適切に判断するため、周波数帯ごとに有効利用評価を行うこととしたものです。 評価結果の公表については、改正後の電波法第26条の3第4項に基づき、結果の概要を公表することとされているところ、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応してまいります。
評価の基準(総論)	<ul style="list-style-type: none"> <u>評価の基準については、周波数帯の特性やその利用実態、割当ての経緯等を踏まえ、事前に事業者</u>にヒアリングを行ったうえで、<u>評価の基準を決定すべきと考えます。例えば、複数の事業者が最下位の評価となるような場合は、評価の基準が当該周波数帯の利用実態に即していない等、基準そのものが適切ではない場合も想定されます。</u> また、<u>評価の基準については、過度に厳しい基準とならないようにすべきと考えており、少なくとも、以下の点については考慮すべきと考えます。</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とする ✓当該周波数帯が割当てられた際の開設計画の審査基準にない項目は対象外とする等 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)／WCP(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行います。 高周波数帯の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
<p>基地局の数 (1) 認定期間満了周波数帯に係る実績評価</p>	<p>開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定計画値を評価基準に用いることについては、認定期間満了後の技術の進展や需要動向等を考慮しておらず、また、計画値は事業者毎に異なる等の課題がある。 ・基準値である認定計画値を1局でも下回れば、「認定計画値未滿」のD評価となる。 ・一方、認定有効期間中の周波数帯の進捗評価においては、認定計画値を下回る数値であったとしてもB評価もしくはC評価されることになる。 ・加えて、今回新たに設定された開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の人口カバー率の絶対基準では、認定計画値を下回った場合でもS評価となることも想定される。 <p>上記のとおり、認定期間中はD評価と異なる評価であった周波数帯が、認定期間が満了することでD評価になることとなります。</p> <p>したがって、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における基地局の数が認定計画値を1局でも下回った場合にD評価となることは過剰な評価の基準であると考えられることから、認定有効期間中の周波数帯の進捗評価の基準と同様の評価(B評価もしくはC評価)に是正を行うべきと考えます。</p> <p>さらに、是正後の開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における基地局の数の評価の基準の適用も、全国単位が適切であることから、それ以下の単位における各数値の導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク(株)／WCP(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところです。 ・周波数の割当てを受けた事業者は認定計画に従った基地局開設が求められているため、認定の有効期間中においては、認定計画値と比較した進捗評価を行うことが重要であります。 ・このため、原案のとおり、各年度の計画値と比較して開設の遅延が生じている場合は、B、C評価としているところであります。また、御指摘の認定期間満了後に認定計画値を下回ることについては、満了後であっても認定計画に従った基地局開設を行うことが事業者の責務であり、当該責務を達成できていない状況であることに鑑みれば、原案のとおり、最低限達成すべき目標(D評価)に達していないと判断することとしたものです。

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
<p>基地局の数 (2)認定期間中の周波数帯に係る進捗評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進捗評価における電気通信業務用基地局の数の各数値(「S:+3,000局超」～「C:-5,000局未満」)は、全国単位を想定した基準と推察します。全国を単位とした場合には妥当と考えますが、それ以下の単位(総合通信局単位等)の評価の基準への各数値に適用については、各数値の妥当性の議論が必要と考えます。 よって、電気通信業務用基地局の数の各数値(「S:+3,000局超」～「C:-5,000局未満」)の適用は、全国単位のみとし、それ以下の単位の評価の基準の導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 <hr/> <p><u>基地局数の多寡を相対的に評価することは適当でなく、「電気通信業務用基地局の数」は削除すること、さらに関連して「4総合的な評価」からも「電気通信業務用基地局の数」を削除することが適当であると考えます。</u> (理由) <u>基地局の数とその配置はサービスエリアを実現するための手法の一つであり、事業者ごとに異なる視点から実施しているものであること、さらにユーザの利便性の判断にとって重要なのは、基地局の数ではなく基地局整備の結果である人口カバー率や面積カバー率であることから、事業者間の基地局の数の多寡を相対的に評価することは適当ではないと考えます。</u> 【楽天モバイル(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数の評価について、御指摘のとおり令和4年度においては、全国のみを対象とし評価を行う予定です。 また、御指摘のとおり、総合通信局単位での評価を行うためには、今後適切な評価基準を定める必要があると考えております。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところです。
<p>人口カバー率 (5G用周波数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 【KDDI(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせ、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行います。

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
人口カバー率(カバレッジ評価)	<p>客観的データによる実績を評価することが妥当であると考えており、具体的には、以下の観点を今後の検討において考慮頂くことを希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> カバレッジ観点として、第三者も視野に入れた実測調査などによるカバレッジ評価等にて、評価頂くこと。 <p>【(株)NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口カバー率の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。
高周波数帯の評価について	<p>客観的データによる実績を評価することが妥当であると考えており、具体的には、以下の観点を今後の検討において考慮頂くことを希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> スポット的な活用が見込まれる高周波数帯については、<u>トラヒックがある基地局設置数などニーズに応じた展開状況が分かる評価方法の検討が必要であると考えます</u> <p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>評価の基準については、過度に厳しい基準とならないようにすべきと考えており、少なくとも、以下の点については考慮すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別の基準とする(再掲)</u> <p>【ソフトバンク(株)／WCP(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高周波数帯の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。
技術導入状況	<ul style="list-style-type: none"> 各種高度化技術の導入にあたっては、整備計画に基づき、<u>通信速度等のユーザビリティ(利用者使用感)を考慮の上、最適なネットワークの構築を行っています</u>。特に、ひっ迫対策等を目的とした高度化技術の導入にあたっては、導入による効果が期待できるエリアと期待できないエリアを判断の上、導入を進めています。 上記より、高度化技術の導入の傾向は、早い段階で適切な場所に高度化技術を提供するため、<u>導入当初は高度化技術の導入率が一定レベルまで高まる傾向となります</u>。しかし、その後は高度化技術の導入局の絶対数は増えるものの、高度化技術に必ずしも適さないエリア(屋内等)を含めた全基地局数の増加に伴い、<u>全体からみた導入率は低下する傾向にあります</u>。 したがって、前年度調査の高度化技術の導入率に対して比較を行う進捗評価方式は、<u>高度化技術の導入局の増加数を加味することができていないことから、例えば、前年度調査の高度化技術の導入局数に対する「増加率」で評価することで、より実態に近い評価になると考えます</u>。 <p>【ソフトバンク(株)／WCP(株)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定の有効期間中又は認定期間が満了している周波数帯に適用される進捗評価のうち、技術導入状況の評価項目ごとの基準値については、原案のとおりとします。 ただし、電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う必要があることから、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
<p>無線通信の通信量(トラヒック)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本評価事項の電波監理審議会における評価プロセスにおいては、<u>各周波数帯の通信量が免許人毎に示されることが適切</u>であると考えます。 また、本評価については、トラヒックの有無や前年度実績との比較のみならず、例えば<u>各免許人の、全周波数を合算した総通信量</u>に対して、<u>各周波数帯から生じている通信量の割合によって評価頂く等、定量的な評価指標の更なるご検討をいただくことを希望いたします。</u> 【楽天モバイル(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の公表については、改正後の電波法第26条の3第4項に基づき、結果の概要を公表することとされておりますので、頂いた御意見も踏まえ、検討してまいります。 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> トラヒックの観点として、<u>周波数を基軸とした1MHz当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を評価するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度などを組み入れた指標等にて評価頂くこと。</u> 【(株)NTTドコモ】 	<ul style="list-style-type: none"> 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> 総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度調査に比して増大傾向にあり、5G サービスの本格導入により今後益々トラヒック需要が増大することが想像されます。本格的な5G 時代において、トラヒック対策が重要であることから、本方針案の通信量(トラヒック)の基準に代えて周波数1MHz幅あたりのトラヒックの総量へ見直す等、今後の周波数割当てにおいても直接的にトラヒックのひっ迫に着目した基準の導入が必要と考えます。また、<u>周波数帯別トラヒックは、各事業者のネットワーク戦略が類推可能となりえる経営情報に値するデータであり、安易に公表することは競争環境への影響が大きいと考えられるため、まずは事業者合算による評価及び公表を継続することが適切と考えます。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の公表については、改正後の電波法第26条の3第4項に基づき、結果の概要を公表することとされているところ、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。<u>やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮をお願いします。</u> <u>移動体通信システムを改変する際に、単一周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。</u>例)基地局NR化において、4G用周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れ、当該周波数の通信量が一時的に減少します。 事業者の意志に依らない、<u>端末メーカーの仕様変更(対応周波数減少)</u> 【KDDI(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
総合的な評価について	<ul style="list-style-type: none"> 基準のバランスが取れていないと考えられることから是正が必要。 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における総合的な評価は、<u>電気通信業務用基地局の数/人口カバー率/通信量/技術導入状況の各項目の1つでも最下位D評価となった場合には、総合的な評価で最下位D評価となる評価方法となっています。</u>しかしながら、<u>1項目がD評価である場合でも、他項目において『電波の有効利用が行われている』とされるSS評価、S評価やA評価になるケースもありえます。</u>また、総合的な評価は、SS評価～C評価については人口カバー率のみの評価であり、項目評価のバランスが取れていないと考えます。よって、<u>少なからずとも複数項目においてD評価となった場合を総合的な評価のD評価と変更すべきと考えます。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 「4総合的な評価」からも「<u>電気通信業務用基地局の数</u>」を削除することが<u>適当である</u>と考えます。 (理由) <u>基地局の数とその配置はサービスエリアを実現するための手法の一つであり、事業者ごとに異なる視点から実施しているものであること、さらにユーザの利便性の判断にとって重要なのは、基地局の数ではなく基地局整備の結果である人口カバー率や面積カバー率であることから、事業者間の基地局の数の多寡を相対的に評価することは適当ではないと考えます。</u>(再掲) 【楽天モバイル(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 電波の有効利用の程度を評価する上で、<u>電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況はどれも重要な評価事項であるため、各評価項目において、最低限達成すべき目標として、D評価を定めているところであります。</u> このため、いずれかの項目でD評価とされることは、<u>電波の有効利用が十分に図られないと判断されるものであるため、原案のとおり、いずれかがDである場合、総合評価においてD評価としております。</u> 電波を発射する無線局の数が多ければ、<u>当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることから、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第26条の3第1項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。</u>以上のことから、<u>原案のとおりとします。</u>なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局の数は評価事項とされてきたところです。
その他総務省令に規定する事項	<ul style="list-style-type: none"> 評価の事項として、総務省令に規定する事項とされていますが、例えば「<u>基地局等の整備能力</u>」や「<u>電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力</u>」等の総務省令の調査項目に明記されていない調査項目があります。明記されていない項目について調査を実施しようとする場合は、<u>調査項目を決定する前に事業者の稼働やデータ抽出の実現性等について確認することが必要</u>と考えます。 なお、例えば<u>インフラシェアリングや標準化動向等、有効利用評価に直接的な関係度合いが低いと考えられる調査項目については、必要に応じて調査項目の対象外とすることが適当。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が定める省令案への御意見については、<u>本意見募集の対象外となります。</u>

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
重点調査対象システムについて	<ul style="list-style-type: none"> 重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活用を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、<u>重点調査を充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 重点調査の対象システムの選定に当たっては、総務省が選定を行うものでありますが、評価の観点から、頂いた御意見を踏まえ、検討の参考とさせていただきます。
方針案の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> 有効利用の評価方法は、電波の有効利用を実現するにあたり重要な指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。 今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があることから、<u>評価対象年度(当該年度末の3月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。</u> 【KDDI(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 免許人等が十分な検討時間を確保できるように配慮します。
評価の実施について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、改正電波法が施行されることで、制度上は、周波数の再割当制度が利用可能となりますが、関連する手続きが実施されないと、開設指針制定の申出を行っても実際の周波数再割当てプロセスが進まず、ひいてはプラチナバンドの使用開始が可能となる時期も遅くなってしまいますので、<u>改正電波法の施行後、速やかに本有効利用評価方針に基づき、電波の有効利用の評価の実施及び評価結果の公表をしていただきますよう、強く要望いたします。</u> 【楽天モバイル(株)】 本有効利用評価方針案は、これまでの評価に大きく変更を加えるものであり、また前述のとおり評価の基準に更に見直しを必要とする部分があることから、<u>本有効利用評価方針案の今年度の評価への適用にあたっては、より慎重に対応する必要があると考えます。</u> 【ソフトバンク(株)／WCP(株)】 	<ul style="list-style-type: none"> 電波監理審議会としては、改正電波法施行後、総務省が実施する調査結果に基づき、改正後の電波法第26条の3第5項に基づくヒアリング等の必要な調査を行い、評価を実施してまいります。 また、評価結果の公表に当たっても事前に意見募集を実施するなど、適切に実施してまいります。

提出された意見に対する電波監理審議会の考え方(案)【項目別】

項目別	提出された意見	電波監理審議会の考え方(案)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有効利用評価方針案」ではなく、「電波の有効利用評価方針案」にしてほしい。【個人A】 ・ 現在、楽天モバイルにプラチナバンドが割り当てられていませんが、利用できてない電波帯があれば積極的に割り当てるべきです。特にテレビが利用している電波帯には干渉を防ぐための空きの電波帯が広すぎます。再整理して、楽天モバイルに割り当てるべきです。【個人B】 ・ 有効活用できてないプラチナバンドがあるのであれば、早急に楽天モバイルへ割り当てすべき。【個人D】 ・ 楽天モバイルはプラチナバンドなしで競争を強いられていて、早急なプラチナバンドの割り当てが必要な中、詳細を非公表し、既存企業の利権を守ってばかりの総務省の姿勢には心底失望しております。 ・ 特にプラチナバンドの使用状況の詳細を公表し、有効活用できているかの判断をしてください。【個人C】 ・ 楽天モバイルがプラチナバンドを懇願している中で、有効活用の評価をしないのであれば、それは携帯大手3社の利権を守ることになります。国民に説明がつくような調査結果の公表を要望します。【個人E】 ・ プラチナバンドの基地局数、人口カバー率など詳しく評価すべき。【個人D】 ・ 基地局の数などを非公表などに行っているが、それでは電波が有効活用できているか評価できないと思う。【個人E】 ・ もっと有効に活用してもらうには、現状の廉価な使用料を適正価格に上げればよろしいのではないのでしょうか？【個人F】 ・ 知床半島での遊覧船沈没事故に関して、知床半島の入り組んだ地形の部分はともかくとしてその北部と東部について全くの通信不可能な海岸線近辺の海域がある事にひどく愕然としたのであるが、国には、何卒、北海道の海岸線全域についての携帯電話・モバイル通信の利用可能化を行っていただきたい。【個人G】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の電波法第26条の3においては、「電波の有効利用の程度の評価」を「有効利用評価」と定義しているため、本案においても、原案のとおりとしております。 ・ 本案は、総務省が実施する電波の利用状況調査の結果に基づき、有効利用評価を行うための方針を示すものであり、総務省が行う周波数の割当て政策に関する御意見については、本意見募集の対象外となります。 ・ 総務省が実施する電波の利用状況調査の公表方法に関する御意見については、本意見募集の対象外となります。 ・ なお、総務省が実施する電波の利用状況調査における基地局の数などの公表方法に関する御意見については、本意見募集の対象外となります。 ・ 有効利用評価方針の記載のとおり、基地局数や人口カバー率等を評価することとしております。 ・ 本案は、総務省が実施する電波の利用状況調査の結果に基づき、有効利用評価を行うための方針を示すものであり、電波利用料制度に関する御意見については、本意見募集の対象外となります。 ・ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外となります。